国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政　令

政令第十号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三条を次のように改める。

第三条　法第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　当該国立大学又は大学共同利用機関（次号において「国立大学等」という。）における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であって、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの

二　当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあっせんを行う事業

三　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　　義偉

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第十一号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）